

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

香川県

2 構造改革特別区域の名称

さぬき有害鳥獣対策特区

3 構造改革特別区域の範囲

香川県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 特別区域の概要

香川県は、四国の北東部に位置し、面積は1,876.16km²で国土面積の0.5%と、都道府県の中で最も小さいながら、比較的平地が多く土地利用度や人口密度は高い。南に連なる讃岐山脈から半月形に緩やかに傾斜した讃岐平野が広がり、北には多数の島々が浮かぶ瀬戸内海を望む、正に風光明媚なエリアである。

このような中、本県農業は、食生活に欠かせない農産物の安定供給はもとより、やすらぎを与える豊かな緑を育むなど、県政の基本目標である「みどり、うるおい、にぎわいの創造」を実現していく上で重要な役割を果たしている。

本県の農家1戸当たり耕地面積は0.7haで、全国平均の約半分と経営規模の零細性は否めないが、日照時間が長く温暖であることから多彩な農産物の栽培が可能であり、かつ京阪神地域に近いなど恵まれた自然条件や地理的条件を生かして、米と園芸作物や畜産などを組み合わせた複合的な経営や施設園芸などの集約的な経営が展開され、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されている。

その生産をみると、近年、担い手の減少や高齢化の進行などにより、品目によっては減少傾向にあるものの、優れた農業技術や創意工夫による高収益作物を中心に、全国に誇れる数々の品目を有し、県内はもとより、京浜や京阪神地域などへ新鮮で良質な農産物を供給している。

しかしながら、本県では、この10年間に農業就業人口が約2割減少し、農業生産への従事度合が高い基幹的農業従事者も同程度減少、特に65歳

未滿の従事者が約5割減少するなど、農業労働力の減少・高齢化が早いテンポで進んでおり、農村地域の活性化を図ることが急務となっている。そのため、安全・安心な農産物を県民に安定的に供給するなど生産供給力を維持増大するとともに、生産活動を通じてみどり豊かな農村地域を守っていく必要があり、また、それを支える担い手の確保が重要な課題となっている。

(2) 野生鳥獣による農業被害の現状

本県では、主に中山間地域において野生鳥獣による農産物などへの被害が増加傾向にあり、農業生産活動や農家経済に大きな影響を及ぼしている。(表1)

特にイノシシによる被害が平成8年度から県南部の山間部を中心に急増しており、平成15年度は、前年との比較では被害量、被害額は減少しているものの、水稲、イモ類、タケノコを中心に、被害面積313ha、被害量397t、推定被害金額9,215万円となっている。(表2)

このようなことから、中山間地域等を中心に鳥獣害対策を推進することが急務となっている。

(表1) 野生鳥獣による農業被害額 (単位: 万円)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15
イノシシ	3,227	4,077	5,969	6,755	15,861	9,215
サル	871	2,089	2,660	2,203	2,535	2,814
シカ	6,558	1,895	678	1,328	374	591
その他獣類	250	60	170	1,110	1,938	318
カラス等鳥類	38,667	27,589	25,365	27,239	28,899	15,028
計	49,573	35,710	34,842	38,634	49,607	27,966

(表2) イノシシによる農業被害

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
被害面積(ha)	1	43	40	89	125	136	339	309	313
被害量(t)	2.3	9	17	72	150	227	269	755	397
被害額(万円)	不明	不明	不明	3,227	4,077	5,969	6,755	15,861	9,215

(3) イノシシ捕獲の現状

本県では、平成12年度から有害鳥獣捕獲許可権限を全市町長に移譲、平成13年度からは捕獲に対する補助金制度(有害鳥獣捕獲で捕獲したイノシシ1頭につき5,000円を上限)を設けるなど、イノシシの生息数を減少させるための施策を実施し、狩猟と有害鳥獣捕獲を併せた捕獲数は平成7年度には117頭であったものが、平成15年度には1,955頭と10倍以上になっている。(表3)

(表3)イノシシ捕獲数(単位:頭)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
有害鳥獣捕獲	4	28	34	85	169	324	395	575	550
狩 猟	113	137	212	405	611	757	1,245	1,429	1,405
計	117	165	246	490	780	1,081	1,640	2,004	1,955

狩猟: 狩猟者登録を受けた者が狩猟鳥獣を対象に、狩猟期間中に捕獲するもの
 有害鳥獣捕獲: 被害者または被害者から依頼を受けた者が、生活環境や農林水産業等に被害を与える有害な鳥獣を対象に、県知事または市町長の許可を得て捕獲するもの

(4) 狩猟者の現状

本県における狩猟者登録数(県内者のみ)は、猟銃を含む全体としては減少傾向にあるが、網・わな猟登録者は年々増加している。(表4)

また、近年の狩猟免許試験受験者数の70%以上が網・わな猟免許受験者であり(表5)、そのほとんどが、わなによるイノシシ捕獲を目的としている。

(表4)狩猟者登録数(県内者のみ、単位:人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
網・わな猟	118	162	225	242	284	313	332
銃 猟	1,283	1,218	1,224	1,160	1,079	1,039	896
計	1,401	1,380	1,449	1,402	1,363	1,352	1,228

(表5)狩猟免許試験受験者数(上段)及び合格者数(下段)(単位:人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
網・わな猟	70	87	81	51	66	79	63
	67	70	76	46	62	68	49
銃 猟 (第一種・第二種)	38	38	29	16	26	31	21
	24	24	24	14	24	26	17
計	108	125	110	67	92	110	84
	91	94	100	60	86	94	66

なお、イノシシについては、その生息数を推定する実用的な方法が存在しないため、県内の生息数は不明であるが、捕獲数が大幅に増加しているにもかかわらず、被害額が依然として高い水準にあることから、農業被害軽減のためには、当分の間はより強い捕獲圧をかける必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県においては、農業者の高齢化や農村の過疎化が進展しており、基盤整備等の条件整備とともに、農地の流動化や新たな担い手の育成・確保な

どによる効率的な農業の実現が求められている。しかしながら、近年イノシシなどによる農作物の被害が増大し、農業収益の減、さらには営農意欲の減退などが懸念されており、住民の定住化、地域の活性化を進める上でも、有害鳥獣対策は喫緊の課題となっている。

このため、平成17年3月に策定した県政運営の基本指針である「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」の後期事業計画においても、「有害鳥獣の適正管理対策の推進」を重点的に進めることとしたところである。

これまで、鳥獣害対策としては、被害防除と捕獲の両面から推進してきたところであるが、農業被害の軽減には結びついていないのが現状である。このため、本県では平成17年度中に、イノシシに関して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）を策定することとしており、イノシシにかかる狩猟期間の延長や、農業者が自己防衛のために行う有害鳥獣捕獲許可要件の見直しを行うなど、これまでの被害防除対策と併せてイノシシの捕獲を一層促進し、農業被害の軽減を図ることとしている。

イノシシなどの有害鳥獣捕獲は、農業者からの依頼により猟友会員が実施する 경우가ほとんどであるが、十分な成果が得られないことも多い。

このような中、「自分の農地は自分で守る」という意識のもと、農業者自身が有害鳥獣捕獲を行いたいという事例が増えており、中でも、猟銃と異なり、わなは比較的簡単に扱えることから、わなのみによる捕獲に特化した狩猟免許を取得することができないかとの相談が多く寄せられている。

しかし、現行の網・わな猟免許は、網及びわなの両方の使用を目的としているため、試験では網とわな両方の知識を求められ、わなによるイノシシ捕獲のみを目的とする受験者にとって網に関する試験内容が余分な負担となっている。

そこで、本特例を適用し、農業者が必要とするものに特化した狩猟免許取得を可能とすることにより、わな猟に関する知識や技術の専門性が高められると同時に、網や鳥類についての知識に係る受験者の負担の軽減により免許取得が促進され、有害鳥獣捕獲の一層の促進につながることを期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

【目標】：野生鳥獣による農業被害の軽減

本特例の適用を受けることにより、有害鳥獣の捕獲数増加が見込まれるが、併せて県独自の有害鳥獣被害防止対策として「イノシシに係る特定計画の策定」により狩猟期間の延長や捕獲許可要件の見直しを行うとともに、

「有害鳥獣捕獲に対する補助」を行うことにより有害鳥獣の捕獲の促進を図る。また、選定したモデル地区における緩衝地帯管理への助成を行う「鳥獣ストップゾーン設置モデル事業」及び防護柵の設置促進や被害防止対策技術の導入実証など「被害対策推進事業」を積極的に行い、被害防除の促進を図る。

このように「有害鳥獣の捕獲」と「被害防除」の両面から鳥獣害対策を積極的に推進することにより、野生鳥獣による農業被害の軽減を図ることを目標とし、安定的な農家収入の確保に努める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業被害の軽減による農業経営の安定

野生鳥獣による農業被害を軽減することで農業経営の安定が図られ、農業生産額の向上、農家所得の増加が期待できる。

なお、野生鳥獣による農業被害については、その年の気象条件などによる変動が大きいことから、具体的な経済効果を算出することは困難であるが、イノシシによる農業被害額については、毎年5%減少させ、平成15年度の被害額9,215万円を、平成22年度には6,500万円とすることを目標としている。

平成15年度	平成22年度
イノシシによる農業被害額 9,215万円	イノシシによる農業被害額 6,500万円(目標)

(2) 活力ある農村の形成

農業者による自己防衛のための捕獲が増加することにより、「自分の農地は自分で守る」という自立意識が高まり、ひいては生産意欲の向上につながる。これにより、農業従事者の減少及び耕作放棄地の増加に一定の歯止めがかかることも期待される。

平成15年度	平成22年度
認定農業者数 1,011経営体	認定農業者数 1,300経営体(目標)

8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) イノシシに関する特定計画の策定

平成17年度中に、イノシシに関する特定計画を策定し、被害防除対策と併せて、狩猟期間の延長、有害鳥獣捕獲許可要件の見直しを行うなど、イノシシ捕獲を促進する。

(2) 有害鳥獣捕獲に対する補助(継続)

有害鳥獣捕獲でイノシシ、サルを捕獲した者に助成金を交付する市町に対し補助金を交付する。(補助率1/2以内、1頭当たり5,000円を上限)

(3) 鳥獣ストップゾーン設置モデル事業(新規)

モデル地区(5か所)を設定し、人と鳥獣との緩衝地帯として、被害農家や地域住民が地域ぐるみで里山や竹やぶを管理する場合の活動費を助成する。

(4) 被害対策推進事業(継続)

防護柵などの現地実証や、被害防止対策についてのパンフレット作成、研修会などを実施する。

また、漁業協同組合の協力を得て、使用済みノリ網を、防護柵用として農業者等に斡旋する。

別紙

1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で狩猟免許を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

野生鳥獣による農業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るため、網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、県知事は網又はわなのいずれかの猟法に特化した試験を実施し、狩猟免許を交付する。(狩猟試験実施事務はすべて本県で行っている。)

本特定事業による免許については、本県内について登録ができることとし、狩猟者登録に当たっては、申請時に選択した猟法(網又はわな)ごとに登録を行う。さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、本県内に住所を有する者に限るものとする。

なお、本特定事業による狩猟免許試験実施についてのPRは、県農業改良普及センターや市町を通じて、主に農業者を対象にこれまで以上に積極的に行い、受験者の増加を図ることとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

イノシシなどの有害鳥獣捕獲は、農業者からの依頼により猟友会員が実施する場合がほとんどであるが、十分な成果が得られないことも多い。

そのような中、「自分の農地は自分で守る」という意識のもと、農業者自身が有害鳥獣捕獲を行いたいという事例が増えており、中でも、猟銃と異なり、わなは比較的簡単に扱えることから、わなのみによる捕獲に特化した狩猟免許を取得することができないかとの相談も多く寄せ

られている。

しかし、現行の網・わな猟免許は、網及びわなの両方の使用を目的としているため、試験では網とわな両方の知識を求められ、わなによるイノシシ捕獲のみを目的とする受験者にとって網に関する試験内容が余分な負担となっている。

このようなことから、自らの農地を自らが守る農業者を増加させていくためには、農業者が必要とする猟法に特化した免許の取得を可能とする特例措置の適用が不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

狩猟免許試験を、自らの農地を守るために必要な猟法に特化したものとするにより、免許取得の容易性が確保され、農業者が自らの農地の農業被害を未然に防ぐことが期待できる。

(3) 特例措置に伴い必要となる手続き

網・わな猟免許にかかる申請書の様式の改正

申請書様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。

網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

試験問題については、網及びわなのそれぞれごとに作成する。

網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

申請書様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。

網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

登録証様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。